

---

---

平成27年第1回大和町議会定例会会議録

---

---

平成27年2月27日（金曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	三浦伸博君
副町長 総務課長 事務取扱	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	上下水道課長 兼都市建設課長	堀籠清君
代表監査委員	渡邊仁君	会計管理者 兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり 政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	内海義春君	生涯学習課長	石川誠君
税務課長	高崎一郎君	総務課 危機対策室長	瀬戸正志君
町民生活課長	長谷勝君	税務課 徴収対策室長	千葉喜一君
子育て支援 課長	高橋正春君	産業振興課 農林振興 対策官	石垣敏行君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主事	逢坂孝徳
議事班長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時59分 開会前

事務局長 (浅野喜高君)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、表彰の伝達を行います。

このたび、全国町村議長会から「たいわ町議会だより」が第29回町村議会広報全国コンクールにおきまして優良賞として表彰されましたので、ここで議長から伝達をいただきます。

それでは、議長お願いします。

大和町議会広報常任委員会委員長、伊藤 勝様、同じく副委員長、藤巻博史様、前のほうにお進み願います。

[表彰状伝達]

事務局長 (浅野喜高君)

おめでとうございます。

以上で伝達を終わります。

午前10時00分 開会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、改めておはようございます。

ただいまから平成27年第1回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番高平聡雄君及び14番馬場久雄君を指名します。

---

## 日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって会期は本日から3月13日までの15日間に決定しました。

---

## 日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第1回大和町議会定例会ということで、施政方針を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成27年第1回大和町議会定例会が開会されるに当たり、平成27年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますとともに、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

初めに、ただいま議長からご紹介がございましたが、第29回町村議会広報全国コンクールにおきまして、「たいわ町議会だより」が優良賞を受賞されました。前々年度の優良賞、前年度の優秀賞の受賞に続いての3年連続入選の快挙でございます。まことにめでたうございます。議会広報常任委員会の皆様方に改めて敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

さて、ことしは大和町町制施行60周年の記念の年となります。60年という節目の年に当たりまして、これまでの貴重な歴史をもとにしましたまちづくりの重要性を改めて認識しますとともに、多くの先達の方々の英知とたゆまぬ努力、そして議員皆様を初めとする町民皆様方の協力によりまして本町はすばらしい発展を遂げてまいりましたことに改めて敬意を表しますとともに深く感謝申し上げるところでございます。

そして、千年に一度と言われております未曾有の東日本大震災の発生から間もなく5年目を迎えようとしておりますが、昨年も全国各地で自然災害によりますます多くの命が失われており、暮らしの基盤が脅かされておりました、改めて自然の驚異を思い知らされるところであり、今後も異常気象などによりますます自然災害がますます増加し、予想を超える被害も頻出する傾向にありますことから、本町地域防災計画に基づき防災対策に取り組みながら安全・安心のまちづくりをしていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、指定廃棄物最終処分場建設の件でございますが、最終処分場建設に向けた3候補地でのボーリング調査につきましては、積雪の影響等から当初予定しておりました平成26年内の着手が見送られました、「春の雪解けを待って実施可能となり次第、すみやかに開始したい」との意向が国から示されているところでございます。

また、望月環境大臣からは、指定廃棄物の処理につきまして、「発生県で最終処分するという考えに変わりはない」とされ、政府の基本方針どおりに処理計画を進める意向が改めて示されました。

本町としましては、最終処分場建設には断固反対であり、「大和町指定廃棄物最終処分場建設に断固反対する会」を初め関係各種団体と連携をとりながら、さらに建設反対の機運を高め、国の動向を注視し、情報収集に努め、建設に対しては絶対反対の決意をもって対処してまいりますので、議員皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

さて、我が国の政治経済の状況でございますが、日本経済は、アベノミクスの実行・実現のもと、経済の好循環が形成され始め、景気が緩やかな回復基調をたどる中、平成26年4月から実施されました消費税率の5%から8%への引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受け大きな変動を経験いたしました。

経済の好循環は、消費者物価の基調が緩やかに上昇するなど、デフレからの脱却への兆しが見え始め、将来の成長見通しの好転と相まって、一部では企業行動の活発化という形であらわれ始め、企業収益が改善し、設備投資の増加傾向、雇用者数の増加、名目賃金の増加につながったところでございます。

しかし、一方で経済成長率は平成26年1月から3月期に前年度比率5.8%増となりましたが、その後、その後4月から6月期、7月から9月期の2期連続のマイナス成長となりました。

これは、消費税率引き上げや円安の影響による物価上昇に見合うだけの賃金上昇に至らないことから、個人消費が押し下げられることとなったもので、アベノミクスの効果の波及が大企業、大都市から始まっており、地方経済、下請け中小企業などには景気回復の効果が十分に波及するまでに時間がかかっている状況となっていることによるものでございます。

こうした中、安倍総理大臣は、消費税率引き上げの判断基準とされました7月から9月期の国内総生産の速報値が、前年比0.4%減、年率換算1.6%減のマイナス成長となったことを受けて再度の消費税率の引き上げを18カ月延期することを決断し、さらに安倍政権が進めてきた経済政策の継続の是非を問いたいと昨年11月21日に衆議院を解散することを表明し、第47回衆議院議員総選挙の結果、自民党・公明党連立政権が今後も引き続き政権を担っていくことになったところであります。

新政権は、景気への影響を最小限にするために、平成26年度補正予算を先行させることとし、平成27年度の予選編成は年越しとなり、12月27日の臨時閣議により景気対策として実施する経済対策を決定するとともに、あわせて平成27年度予算編成の基本方針について次のように閣議決定がなされたところでございます。

第1点目は、「経済再生と財政健全化の好循環」で、経済財政運営の基本的な考え方として、国力の源泉である強い経済を実現させるため、経済の好循環を確かなものとし、全国津々浦々までに景気回復の実感を行き渡らせること。

さらに、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創成に全力を挙げるとされました。

第2点目は、「平成27年度予算の基本的な考え方」で、歳出の重点化・効率化と財政の確認確保を図ることとし、東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ、中長期経済発展につなげる取り組みを強力に推進するとともに、平成27年度予算においては裁量的経費のみならず、義務的経費を含め、聖域を設けず大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策として「新しい日本のための優先課題推進枠」におきまして重点化を図る施策を絞り込んで措置することとされました。

主な歳出分野における取り組みの基本的な考え方は、社会保障を次世代にしっかり引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取り組みを進めるとし、社会資本整備については、厳しい財政状況のもと、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する方針が示されました。

地方財政につきましては、国の歳出の取り組みと基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保することとされたところでございます。

さらに、行政の徹底的な効率化として社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進めることとしております。

このような方針に基づいて編成されました国の一般会計予算の規模は、総額96兆3,420億円とし、前年度予算に比べ0.5%増の過去最大級の予算となり、歳入では税収が前年度予算比9.0%増の54兆5,250円で24年ぶりの高水準を見込み、歳出では医療や介護など社会保障費が前年度比3.3%増の31兆5,297億円と過去最高となりました。

一方で、自治体への地方交付税交付金等は前年度比3.8%減の15兆5,357億円と7年ぶりに15兆円台となりました。

国の予算編成に伴い、平成27年度地方財政対策につきましても通常収支分と東日本大震災分とに分けて発表されたところであります。

通常収支分につきましては、5項目ございまして、1点目は「地方創成に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上すること」とし、まち・ひと・しごと創成事業費として1兆円、既存の地域の元気創造事業費、歳出特別枠で5,000億円を計上したところでございます。

2点目は、「一般財源総額につきましては、地方創成のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1兆2,000億円増額とする」として、地方税や地方交付税、臨時財政対策債、譲与税、特例交付金等の総額において61兆5,000億円、対前年比較で1兆2,000億円の増加となっております。

3点目は、「歳出特別枠や交付税の別枠加算について経済再生に合わせて危機対応モードから平時モードへの切りかえを進める」でございます。

地方の喫緊の課題である「まち・ひと・しごと創成」及び「公共施設の老朽化対策」のための経費に係る歳出を重点的に確保した上で、歳出特別枠前年度1兆2,000億円を減額し8,500億円とするとともに、交付税の別枠加算額前年度6,100億円につきましては、地方税収の状況を踏まえまして、一部を縮小しつつ、必要な額として

2,300億円を確保するとしております。

4点目は、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率を見直したうえで総額を適切に確保することとしております。

法定率の見直しでは、所得税が32%から33.1%に、法人税は34%を33.1%へ、酒税は32%を50%にそれぞれ見直しが行われ、法定率分の増として900億円程度を見込むとされています。

5点目といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化・転用、除却のために必要な経費として地方税制計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費（仮称）」といたしまして、公共施設等の維持補修費について1,000億円を増額しております。

次に、東日本大震災分でございますが、こちらは、震災復興特別交付税として復興・復旧事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため6,000億円が確保されております。

また、地方財政財源不足額につきましては、7兆8,205億円となり、対策といたしまして、平成26年度分から平成28年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールを適用することとし、臨時財政対策債を主体として補填するものでございます。

こうしたことによりまして、平成27年度地方財政収支見通しの規模は、対前年度比2.3%増の85兆2,700億円程度となっております。

次に、町の平成27年度の予算編成について申し上げます。

予算編成につきましては、昨年10月29日に開催いたしました予算編成説明会において編成方針を示すことによりスタートしたものでございますが、今年度も予算編成方針とともに平成27年度から3年間の中期財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町課題への対応検討を複数年度の財政状況を踏まえて、計画的な対策対応を図ることとしたものでございます。

基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など制度改革改正に対して、その動向の把握に努め、迅速、かつ的確な対応を図ることとし、事業実施に当たりましては、既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するために何が最善の方法であるか、最小の経費投入で最大の効果を生む方法であるかを十分吟味することとし、特に政策的に実施する事業につきましては、その必要性と効果を改めて検証することとしたものでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の地方財政を見ますと、歳入面では転入者の

増加や進出企業の操業、景気持ち直しの見通しから、個人町民税が約6,500万円、法人町民税が約900万円の増加、固定資産税においては企業進出によります家屋及び償却資産の増加見通しから約7,000万円の増額、町たばこ税についても約5,300万円の増加が見込めることから町税全体では約1億9,900万円の増額計上といたしております。

一方、平成26年度収入状況や平成27年度地方財政対策から地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等につきましては減額を、臨時財政対策債は、前年度より5,000万円の減の3億5,000万円とし、さらに衛生債、民生債等においても減となったことから、町債総額は2億5,860万円減の3億8,080万円を見込み、歳出の公債費元金償還額との増減により前年度末町債残高は約2億6,570万円減少する見通しとなっております。

国庫支出金につきましては、公立学校施設整備事業が完了したことから教育費負担金が約1億100万円の減、無線放送施設整備補助金等の総務費補助金が約1億200万円の減額により、結果といたしまして約11億6,400万円となったものでございます。

また、県支出金は、再生可能エネルギー等導入事業補助金、国勢調査などの統計調査費委託金、選挙委託金等の増によりまして約1億1,700万円の増加の約6億7,700万円となっております。

地方交付税につきましては、地方財政対策での伸び率と平成26年度実績により、普通交付税で約6,860万円の減額を見込んでおりますが、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減税相当分について交付されます震災復興特別交付税約1億2,600万円の見込みにより増加相殺があり、結果として約5,700万円増額の約15億5,400万円となったものでございます。

基金繰入金は、財政調整基金から2億8,000万円、防衛施設周辺調整交付金基金から7,300万円の繰り入れを措置いたしております。

次に、歳出でございますが、新年度の予算編成を総合計画に掲げる項目に合わせまして、重点事業や主な施策についてご説明を申し上げます。

最初に、「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」についてでございます。

まず、農林水産業の振興に関しましては、TPP交渉や国の農政改革など農業経営状況を取り巻く環境は厳しさを増していますことから、農業再生支援事業として、種もみ購入費用の助成や農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図るため多面的機能支払交付金事業等を中心に農業水田対策の推進を図ってまいります。

また、農業経営の基盤整備として、八志田堰用水路改修事業や大角地区ため池整備工事を実施することとし、さらに中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図るため、

国の補助制度を活用して中山間地域と直接支払交付金事業に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林機能の多面的な機能保持の観点からの民有林育成を図るため森林整備活動支援交付金事業や森林病虫害等防除事業の推進に引き続き取り組んでまいります。

次に、商工業振興に関しましては、大和リサーチパーク地内の建設を進めておりました読売新聞社様の仙台工場が3月1日に竣工を迎え、全面稼働の予定となったところでございます。

建屋は、免震構造を採用しております、非常用発電機を設置するなど災害に強い工場で、40ページ16個面カラー印刷が可能な輪転機2セットを配備し、宮城、岩手、山形県内に配達する読売新聞やスポーツ報知、産経新聞などの受託分を含め約20万部の印刷を計画しているとの発表があったところであり、工場の稼働開始に伴います新たな雇用の創出が図れるものと期待しておりますが、今後も、財政基盤の確立や就労の場の確保に向けて、引き続き企業誘致活動を展開してまいります。

また、中小議業者の資金面の支援策といたしまして、中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続することとし、さらに商店街の再生と活性化を図るために、商工振興事業や商店街担い手支援事業を引き続き取り組んでまいります。

第2は、「美しい自然を大切にす環境のまちづくり」でございます。

まず、平成25年度から実施しております再生可能エネルギー等導入事業についてですが、3年目を迎えた今年度は、宮床中学校、鶴巣防災センター、吉田及び落合教育ふれあいセンターの各避難所に太陽光発電施設を整備し、避難所機能の整備を図ってまいります。

また、ごみ収集体制・処理施設の充実に関しましては、各行政区で設置いたしますクリーンステーションの整備促進を図るとともに、黒川地域行政事務組合で進めておりますごみ焼却炉更新整備関連事業を進め、地域環境整備事業に取り組んでまいります。

第3は、「安心した生活を送れる福祉のまちづくり」でございますが、子育て支援の充実に関しましては、杜の丘地区に本年4月より杜の丘保育園が開園することとなりました。

杜の丘保育園では、延長保育や一時預かり保育の実施も行うこととしておりますが、杜の丘保育園の開園によりまして町内保育所の保育定員は315名から435名に増員となり、待機児童の軽減が図れるものと考えております。

また、認可外保育施設・事業所内保育施設に対し低年齢児無認可保育施設助成事業

を実施し待機児童の解消に向けた取り組みを継続して実施いたします。

さらに、旧大和町保育所跡地によしおか放課後児童クラブを新設し、吉岡児童館との複数化により吉岡地区の放課後児童健全育成の推進を図ってまいります。

また、子育て家庭への医療費助成として、あんしん子育て医療費助成事業、幼稚園教育の普及充実と保護者の経済負担を軽くするための幼稚園就園奨励費補助金事業を継続して実施いたします。

次に、健康づくりの推進に関しましては、がん検診の受診率向上を図るため、胃がん検診等につきまして受信者の一部負担金の引き上げを措置いたすところがございます。

第4は、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」であります。

まず、学校教育の充実に関しましては、今後の宮床中学校の生徒数増加を見込みまして、宮床中学校南校舎大規模改修実施設計に着手することとし、また、宮床小学校難波分校体育館や各種施設の老朽度合いにより各種修繕工事を行ってまいります。

ソフト面では、児童・生徒の良好な学習環境確保を図るため、学級支援サポーター・学校図書支援員の配置や児童生徒のメンタル面と行動面の支援としましてメンタルケア相談補助員、スクールソーシャルワーカーの配置事業を継続実施いたします。

また、計画的に蔵書冊数の整備を行い学校図書館の充実を図るとともに、外国語教育の充実を図るため外国語指導助手招致事業を継続実施いたします。

第5は、「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」でございますが、本町南部地域のコミュニティ活動の核となる施設及び防災機能の役割を担う（仮称）大和町南部コミュニティセンターについて、平成29年4月供用開始を目指し、本年度より整備を行ってまいります。

この施設は、「防災拠点機能」・「多世代交流機能」・「子育て支援機能」・「行政サービス機能」・「憩い機能」の5つの機能を備え、児童館、出張所を併設した複合施設として整備を進めてまいります。

また、社会教育関係各種施設の老朽化対策につきまして、老朽度合いにより修繕工事を行ってまいります。

次に、公共交通の充実・強化に関しましては、新たな交通体系への取り組みといたしまして、高齢者等交通手段を持たない交通弱者の利便性を高めるため町民バスの再編を行い、平成27年度よりデマンドタクシーを運行することとし、町民バスについては、通学利用が多い「宮床線」について運行便数の増加などの拡充を図ってまいります。

交通基盤の充実・強化に関しては、特定防衛施設整備交付金事業により桧木上舞野線、高田線、台ヶ森線について継続して実施することとし、単独事業としましては蒜袋宮前線の整備を図ってまいります。

また、住宅関係では老朽化対策として町営下町住宅1号・2号外壁塗装と修繕事業を実施いたします。

生活水の確保や下水道施設の整備は、快適な生活環境には必要不可欠なものでありますが、水道施設整備につきましては、松坂配水池緊急遮断弁設置工事や若畑ポンプ場新築工事を実施するとともに、老朽管敷設がえを実施してまいります。

また、下水道整備につきましても、公共下水道の整備や合併処理増加槽によります下水道区域の拡大を進めてまいります。

第6は、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」でございます。

まず、防災対策の充実に関しましては、地震や風水害、火災等に備えた防災対策の強化を図るため、防災無線放送施設整備の継続や小型動力ポンプ付軽積載車の購入、防災マップの作成を行うこととしております。

治水対策の促進につきましては、降水による浸水、越水の解消を図るため継続事業といたしまして小西川、明ヶ沢の改修と実施いたします。

また、東日本大震災により被災した被保険者にかかわります国民健康保険医療の一部負担金免除措置についてでございますが、引き続き平成27年4月1日より対象者を限定した上で継続するものでございます。

このことにつきましては、平成25年3月31日で免除措置を終了したものでございますが、沿岸部自治体の住民の皆様方より再開の要望があったことにより、国からの特別な財源措置が行われたものでございます。

限定の条件ではございますが、目安として大規模半壊以上の被害にあわれた市町村民税非課税世帯を対象として継続することとしております。

なお、介護保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度も同様の内容で引き続き一部負担免除を継続するものでございます。

さらに、消費者行政推進事業については、町民の消費者トラブル防止の観点から、引き続き国の基金を活用し消費生活相談員の設置事業を実施してまいります。

第7は、「みんなで進める協働のまちづくり」でございます。

町民サービス向上に配慮した組織体制として、行政組織・職制の見直しを図るとともに、ホームページを閲覧している町民等の方々に、本町の住民サービス等の情報が見やすく、利用しやすく提供できるようにホームページの更新を行います。

第8は、「計画の進行管理と推進体制」でございます。

本町のまちづくりの基本目標や基本方針とし平成21年3月に策定いたしました第4次総合計画につきまして、社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、後期計画期間の平成28年から平成35年に取り組むべき基本的な方向性を明らかにするための施策の検証と必要な見直しを行うこととしております。

以上が、平成27年度の主要施策の概要でございますが、経常的な施策事業につきましてもあわせて措置しているところでございます。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は95億7,100万円で、前年度に比較し1億2,700万円、約1.3%の増となったところでございます。これに充てます財源につきましては、町税40億5,622万3,000円、地方交付税15億5,481万2,000円、国庫支出金11億6,427万円、県支出金6億7,726万円、町債3億8,080万円とその他の収入のほか、財政調整基金2億8,000万円、まちづくり基金1億880万円等の基金繰入金をもって充当することといたしております。

次に、特別会計予算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業勘定特別会計では共同事業拠出金の増額を、介護保険事業勘定特別会計は介護保険給付費の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、三財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、財産区管理委員の改選に伴います経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により修学が困難な方への貸付金について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付分及び人件費の調整から減額措置となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、補助事業での管路長寿命化や単独事業での末端管路整備並びに管理が主体となっており、公債費償還も含め減額の措置をいたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものでございます。

個別合併処理浄化槽特別会計につきましては、対象区域内10基の設置工事により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものでございます。

水道事業会計につきましては、上水道・簡易水道の統合事業や配水池緊急遮断弁設置工事、老朽管の敷設がえを行い、安全・安心、安定的な給水に資するように維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除く平成27年度の各種会計予算の総額は、153億6,182万3,000円となりまして、前年度当初予算と比較して、3.5%、5億1,473万3,000円の増となったところでございます。

以上が平成27年度当初予算概要でございます。

次に、平成26年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第16号の一般会計は、補正額2億343万8,000円を減額いたしまして、総額を97億5,018万1,000円とするもので、主なものは、各費目におきまして人件費の調整、民生費では前年度国庫負担金精算による返還金、心身障害者医療費助成の追加および国民健康保険・介護保険特別会計への繰出金、土木費は路面凍結への対処といたしまして融雪剤散布等除雪経費の追加を措置いたしております。

さらに、国から地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策といたしまして交付されます地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、地方創成先行型として地方版総合戦略策定事業及び児童支援センター事業、また地域消費喚起生活支援型としましてプレミアム付商品券発行事業を実施することとして予算措置を行っております。

その他各種事業につきましては、事業執行に伴います精算調整の措置を行っております。

これらの財源措置といたしましては、町税3,700万円、地方交付税6,021万2,000円、国庫支出金6,107万1,000円、諸収入1億4,238万5,000円、繰越金3,896万6,000円の追加と地方消費税交付金7,000万円、県支出金2,052万1,000円、繰入金3億4,057万円、町債1億1,520万円の減額対応などいたしております。

次に、特別会計の補正予算についてであります。議案第17号の国民健康保険事業勘定特別会計は、人件費及び療養給付費見込額等による調整、議案第18号の介護保険事業勘定特別会計は、前年度国庫負担金精算による返還金の予算を措置いたしております。

議案第19号の宮床財産区特別会計は、防災備蓄倉庫設置助成補助金の財源といたしまして一般会計への繰出金追加、議案第20号の吉田財産区特別会計は、事務事業執行によります減額、議案第21号の落合財産区特別会計は、繰越金と基金繰入金の財源の振替調整を行っております。

議案第22号の奨学事業特別会計は、奨学金貸付金の確定により減額を、議案第23号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療連合会納付金の精算減額を行っております。

議案第24号の下水道事業特別会計は、吉田川流域下水道建設及び維持管理費負担金

の確定による減額、議案第25号の農業集落排水事業特別会計は、処理施設維持管理業務の確定によります減額、議案第26号の戸別合併処理浄化槽特別会計は、浄化槽設置整備事業補助金の確定により減額の補正を行っております。

議案第27号の水道事業会計は、収益的支出では、排水管敷設がえ受託工事について予算計上、資本的支出は中峰2号配水池耐震事業に係ります事業費調整を行っております。

次に、予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第1号は、総合計画の見直しに当たりまして、計画見直し案の諮問機関として地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきます審議会を設置するための条例で定めるもの。

議案第2号は、大和町よしおか放課後児童クラブの設置及び管理について条例により定めるもの。

議案第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもの。

議案第4号から議案第6号までは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例ほか2条例について、一括して所要の改正を行うもの。

議案第7号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長を教育長に一本化し、特別職とし、字句の整理、条ずれ箇所等の改正を行うもの。

議案第8号は、平成26年度人事院勧告及び行政組織の見直しによる所要の改正を行うもの。

議案第9号は、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第10号は、吉田財産区管理委員の報酬を日額から年額に改め、費用弁償の支給を行うための条例の一部を改正するもの。

議案第11号は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、大和町保育所条例の一部を改正するもの。

議案第12号は、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定に伴う保険料の設定により介護保険条例の一部を改正するもの。

議案第13号は、立地企業に対する奨励金等の交付対象を事業所を新設する企業者とし、指定企業者の取り消しを3年以内から5年以内とするよう改めるもの。

議案第14号は、消防団員の費用弁償の見直しを行うとともに、報酬額等について本条例に規定するよう改正を行うもの。

議案第15号は、児童館の運営が保育型から自由来館型への移行に伴い、負担料徴収条例を廃止するもの。

議案第40号は、平成26年11月28日、仙台市太白区東郡山一丁目2番5号地先で発生した交通事故に関し、損害賠償額の額を定め、和解しようとするものでございます。

同意第1号から同意第3号は、本年5月18日に任期満了を迎える3財産区管理委員の選任について、各地区財産区管理委員推薦委員会からの適任者推薦に基づき、任命に当たり議会の同意をお願いするものでございます。

以上が平成27年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時03分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 「議案第 1号 大和町総合計画審議会条例」

日程第 4 「議案第 2号 大和町よしおか放課後児童クラブ条例」

日程第 5 「議案第 3号 大和町教育委員会教育長の勤務期間に関する条例」

日程第 6 「議案第 4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

日程第 7 「議案第 5号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

- 日程第 8 「議案第 6 号 大和町特別職の職員で常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 7 号 大和町特別職給料等審議会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 8 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 9 号 大和町行政手続条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 10 号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 11 号 大和町保育所条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「議案第 12 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 15 「議案第 13 号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」
- 日程第 16 「議案第 14 号 大和町非常勤消防団員の定数、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 17 「議案第 15 号 大和町児童館幼児負担料徴収条例を廃止する条例」
- 日程第 18 「議案第 16 号 平成 26 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 17 号 平成 26 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 18 号 平成 26 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 21 「議案第 19 号 平成 26 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 22 「議案第 20 号 平成 26 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 23 「議案第 21 号 平成 26 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 24 「議案第 22 号 平成 26 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第 25 「議案第 23 号 平成 26 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第26「議案第24号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第27「議案第25号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第28「議案第26号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第29「議案第27号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第1号 大和町総合計画審議会条例から日程第29、議案第27号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 大和町総合計画審議会条例でございます。

総合計画の中間見直しに当たりまして、見直し内容の審議を行うため、総合計画審議会を設置する条例の制定をお願いするものでございます。

第1条につきましては、地方自治法の規定に基づき、町の諮問機関として大和町総合計画審議会を置くものでございます。

第2条につきましては、審議会の所掌事務について定めるものでございます。

第3条につきましては、組織について定めるもので、委員を20人以内で組織するものでございます。

2項につきましては、委員として学識経験者、その他町長が必要と認める者を委嘱するものでございます。

3項につきましては、委員の任期を定めるものでございます。

第4条につきましては、会長を定める方法、2項は会長が会務を総理し、審議会の代表として定め、3項は会長の職務代理者について定めるものでございます。

第5条につきましては、会長が会議を招集し、議長となることを定め、2項は審議会の設立要件、3項は議事の決定方法を定めるものでございます。

第6条につきましては、事務局について定め、第7条につきましては委任事項について定めるものでございます。

附則として、この条例は平成27年7月1日から施行するものでございまして、最初の審議会の会議は町長が招集することと定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

続きまして、3ページをお願いいたします。

議案第2号 大和町よしおか放課後児童クラブ条例でございます。

第1条は、趣旨でございます。これにつきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大和町よしおか放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条は、児童福祉法第6条の3第2項の規定する放課後児童健全育成事業を行うため、放課後児童クラブを設置するものでございます。

2項としまして、放課後児童クラブの名称及び位置を次のとおりとするものでございます。名称を「よしおか放課後児童クラブ」、位置としまして大和町吉岡字権現堂12番地でございます。

第3条は、委任でございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、続きまして4ページをお開きいただきます。

議案第3号でございます。大和町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例でございます。

今回の条例制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによるものでございまして、教育長が一般職から特別職に変更となり、一般職とは別途勤務時間等について定める必要があることとされたものでござい

ます。また、改正後の第11条第5項によりまして、新教育長には職務専念義務が課され、その免除には法律または条令に特別の定めがある場合とされておりますことから、職専免の根拠規定については条例で定める必要があるため、新教育長の勤務時間等について条例の制定をお願いするものでございます。

条文でございますが、第1条につきましては、趣旨をお示したものでございます。

第2条につきましては、勤務時間、休日及び休暇を定めるものでございます。

第3条につきましては、職務に専念する義務の免除について定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項といたしまして、条例施行の際に従前の例により在職する教育長についての経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長総務課長事務取扱遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

5ページでございます。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例になります。

別添の条例議案説明書の1ページのほうもあわせてご参照いただきたいと思います。

新旧対照表のほうになりますが、第1条に関しましては、大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条につきましては、意見を聴取する際の関係であります。該当条項の条文の条項のずれによるものであります。第26条第1項を第25条第1項とするものであります。

2ページのほうをお開きください。

第2条に関しましては、大和町職員定数条例の新旧対照表でございます。

第1条につきましては、教育長におきましては教育公務員特例法によりまして一般職の任分を有するものであります。今回の改正により特別職になったことに関し、「教育長を除く」を削除するものであります。

議案書のほうに戻っていただきたいと思います。

第3条に関しましては、大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の廃止について定めるものであります。

附則としまして、施行期日を平成27年4月1日から施行するものでありまして、経過措置としまして、現教育長の任期間中についての経過措置をそれぞれ2項、3項、4項により定めるものであります。

以上でございます。

続きまして、7ページのほうをお開きいただきます。

議案第5号になります。

大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。

説明資料のほうは3ページのほうになります。

議案第5号関係であります。第6条第4項の部分であります。

第6条第4項の消防団に係ります条文並びに別表、4ページのほうになりますが、別表第2条関連の関係であります。消防団に係ります報酬等につきましては、大和町非常勤消防団員の定数、定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例に改めて定めるものでありまして、この部分を削除いたすものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、第6条第4項中の部分を削りまして、新たに「ふれあい文化創造センター」の次に「公民館」並びに総合計画審議会の報酬額等の定めを加えるものでございます。

附則としまして、施行期日を平成27年4月1日からとするのでありまして、経過措置としまして現教育長の任期に係る部分について経過措置を定めたものであります。

8ページになります。

議案第6号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例になります。

説明資料のほうは5ページになります。

まず、第1条から第4条までの条項につきましては、町長、副町長のほかに新たに教育長を加えるものであります。

第3条は、その他給与に関する部分でございますが、第2項につきましては教育長に現に支給している扶養手当及び住居手当を定めるものであります。

第4項の期末手当の率であります。6月及び12月の支給割合をそれぞれ定めるものでございます。

旧のほうの第5条であります。退職手当の支給に関しましては、現在町では退職

手当組合に加入している関係上、この条文については削除するものであります。

6 ページのほうお開き願います。

別表において新たに教育長の職名並びに給与月額を加えるものでございます。

議案書のほうであります。附則としましてこの条例は平成27年4月1日から施行するものでありますし、現教育長の任期中におきます経過措置を第2項で定めたものであります。

9 ページになります。

議案第7号 大和町特別職給料等審議会条例の一部を改正する条例になります。

説明資料のほうについては7 ページでございます。

意見の聴取の段階の第2条に関しましては、新たに教育長の加えるものの内容になっております。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでありまして、第2項においては経過措置を定めたものでございます。

10 ページ、議案第8号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

説明資料のほうは8 ページになります。

新旧対照表の新しいほうであります。管理職員特別勤務手当の第21条の2になりますが、この項におきましては管理職員及び週休等の文言の追加を行うものであります。

第2項につきましては、管理職員の特別勤務手当の支給について、平日の災害時に午前0時から午前5時までの間において勤務した場合、新たに支給条項を定めるものであります。

第3項は、特別勤務手当の額につきまして規則において定める条項であります。

第4項につきましては、条項のずれによりそれぞれ直すものでございます。

続きまして、9 ページのほうになります。

第22条につきましては、期末手当に係る条項になるものでありまして、第5項につきましては、期末手当を支給する際の基礎額に役職加算する職を「主任主査」を新たに「係長」と改正をするものであります。

第23条につきましては、勤勉手当の支給割合であります。さきの12月に改正をお願いしました勤勉手当の支給割合について「100分の82.5」をそれぞれ6月期、12月期「100分の75」にするものでございます。

10 ページになります。

第2号につきましては、再任用職に係ります勤勉手当の率の額を定めるものであり

ます。

別表第2につきましては、級別の職務の見直しを図ったものでありまして、まず2級につきましては、主任または技術主任、3級につきましては係長及び主査、4級につきましては課長補佐に、6級については総務課長を削除し、重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任のというような形で総務課長の部分を削除いたすものでございます。

議案書のほうに戻っていただいて、11ページになります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、12ページ、議案第9号 大和町行政手続条例の一部を改正する条例になります。

今回の行政手続条例の改正内容についてあらかじめご説明申し上げ、続いて条文の説明をさせていただきます。

大和町の行政手続制度につきましては、平成6年10月における行政手続法を施行以来、平成9年3月に行政手続条例を制定をしております。今般、平成26年6月に交付されました行政手続法の一部を改正する法律により、行政施行に関する規定を中心として行政手続法の一部の改正がなされたところでございます。行政手続法第3条第3項の規定により、地方公共団体の機関が行う行政指導については、同法第2章から第6章の規定は適用されないとされており、町の機関が行う行政指導に関しては、その根拠となる法令の区分にかかわらず、全面的に行政手続条例の規定が適用されることとなります。そのため、本町の行政手続制度においても、行政手続法に新たに設けられました規定を参考にし、行政制度に係る運用上の課題を整理し、より一層な行政手続制度の構築を図るため、今般行政手続法の条例の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容であります。まず許認可権限の根拠の明示を行うものであります。新たな条例では、第33条の第2項になりますが、許認可権限の根拠の明示ということで、行政指導にかかわる職員は行政指導をする際に、町が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合は、その相手方に対して当該権限を行使できる根拠を示さなければならないとされております。

2点目であります。行政指導の収支等を求める場合であります。これは第34条の2に係る部分でございます。町が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えるときは、町に対しその旨を申し出、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めること

ができるものとしております。また、申し出を受けた場合は、町は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとしております。

3点目であります。処分等の求めに係るものでありまして、条例34条の3に係る部分でございます。どなたでも法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思ったときは、当該処分または行政指導する権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとしております。申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないと定めるものであります。

このほか、法の改正におきまして、「名あて人」平仮名で書いている部分があったんですが、これを漢字の「名宛人」、「かかわる」これも平仮名であったんですが漢字の「関わる」といった語句の表記も改めているところでもありますので、条例文におきましても同様な整理を行おうとするものでございます。

それでは、説明資料のほうの11ページでございます。

目次及び第2条から、14ページであります。第28条までの分、14ページの第28条に係る部分については、先ほど申し上げました文言の整理、「名あて人」や「かかわる」のこの訂正並びに対象の条項のずれに係る部分でございます。

14ページのほうの第33条第2項、これについては許認可の根拠の明示及びその係ります法令・条例等の理由を定めたものでございます。

第34条の2につきましては、行政指導の中止等を求める部分について定めたものでありまして、第2項では申請書への記載事項の規定をしたもの、第3項は町が必要な調査を実施し、要件に合致しないと認めるときは、行政指導等の中止等の措置をとらなければならないと定めたものであります。

第34条の3につきましては、処分等の求めについて規定をしたものでありまして、第2項において申請書に記載すべき項目を規定し、第3項では町は申し出があったときは必要な調査を行い、必要と認めるときは処分または行政指導を行わなければならないと定めたものでございます。

16ページのほうをお開きください。

あわせて議案書のほうになります。議案書14ページでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては平成27年4月1日から、第2項におきましては、大和町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表のほうに

ございますとおり、条ずれの関係で、あわせて税条例の一部改正をするものでございます。

以上のような内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書15ページになります。

議案第10号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、大和町内の3財産区の管理会委員の報酬等について一括規定をいたしておるところでございますが、第2条第2号の吉田財産区管理会委員につきまして今回改正を行うものでございます。

説明につきましては、別冊の説明資料、こちらの17ページでご説明をさせていただきますので、そちらのほうをご参照お願いいたします。

説明資料17ページでございます。こちらの大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。吉田財産区管理会でございますが、管理会委員の報酬につきましては、平成22年に年額報酬から日額報酬へ改正を行っておりますが、今回の改正につきましては、財政状況等を考え、5年間の報酬支給実績をもとに、日額報酬から年額報酬へ改正を行い、支給額の定額化を図るべきとの提案が管理会でありましたので、年額報酬への改正を行うものでございます。

第2条の報酬の額につきましては、現在の管理会員の年額総支給実績額を基準にしまして基準額といたすものでございまして、日額報酬額から費用弁償相当額1,500円を除きました日額報酬相当額に管理会、協議会、連絡協議会、あと財産区有林の現地調査等の開催回数、こちらの合計を10回を見込みまして、会長は日額8,500円を年額7万円へ、会長職務代理者は日額7,500円を年額6万円へ、委員につきましては日額6,500円を年額5万円へ改正を行うものでございます。

第3条第1項の報酬の支給方法につきましては、今回の改正で委員の報酬が全て年額での支給となることにより、条項が該当しなくなることから削除するものでございます。

第2項につきましても同様に全ての委員が年額となることから、「委員の報酬が年

額で定められている場合は」を削除いたしまして、同項を第1項として、第3項から第5項までは1項ずつ繰り上げを行うものでございます。

第5条の費用弁償につきましては、現在の条例で吉田財産区管理会委員につきましては日額報酬ということで日当を支給しないと定めておりましたが、今回の報酬を年額報酬に改正することから、他の2財産区同様に日当を支給することとするものでございます。

議案書の15ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、管理会の改選時に合わせまして平成27年5月19日から施行といたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

続きまして、16ページをお願いいたします。あわせて新旧対照表18ページもごらんいただきたいと思います。

議案第11号 大和町保育所条例の一部を改正する条例でございます。

子ども・子育て支援法施行に係りまして、児童福祉法も改正になりました。このことによりまして、今回の条例の一部改正となったものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第3条を削除しております。これは、子ども・子育て支援法施行規則の中で一元的に定めるというものになったもので、これによりまして当初児童福祉法で定めておつたものを削除するという形になったものでございます。

第3条の保育料でございます。

これにつきましても、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定するものということでの規定に基づいて変更をするものでございます。

第4条については繰り上げということになります。

16ページのほうにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第12号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の19ページ、議案第12号関係新旧対照表並びに保健福祉課議案説明資料をあわせてをお願いいたします。

初めに、第2章保険給付でございますが、第2条から第5条の介護サービス費等区分支給限度基準額につきましては、厚生労働省令で定められておりますことから、他の市長村介護保険条例と同様の形態に整理を行おうとするものでございます。これに伴いまして、1章ずつ繰り上げをいたしまして、第5章の罰則を削るものでございます。

第2条から第5条までを削ることによりまして、第6条を第2条といたしまして、第7条から第25条までを4条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、第2条保険料率でございます。

介護保険料につきましては、政令に基づく所得の区分によりまして、保険料の設定をしておるところでございます。第6期計画に当たりましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年間の保険料につきまして、昨年より本町介護保険運営委員会におきまして、保険料設定等につきましてご審議をいただき、答申をされまして、今議会にご提案をさせていただいているものでございます。

保険料の算出基礎につきましては、保健福祉課議案第12号説明資料2ページでお示しをさせていただいておりますが、居宅及び施設サービス等の総給付費を含む標準給付費見込額と地域支援事業費の給付費を加えました額を65歳以上の第1号被保険者の負担割合22%を乗じた額及び調整交付金相当額を加えました額を調整交付金見込み額を減じて保険料収納必要額の算出をいたしておるところでございます。

予定保険料収納率につきましては98%といたしまして、保険料基準額5,840円を算出させていただいているところでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表20ページの新しい部分をお願いいたします。

所得区分につきましては、国でお示しをしております標準段階の9段階で設定をさせていただいております。各号に定める額といたしましては、第1号につきましては年額3万5,040円、月額に換算いたしますと2,920円でございます。第

2号、第3号につきましては年額5万2,560円、月額に換算いたしますと4,380円でございます。第4号につきましては年額6万3,072円、月額に換算いたしますと5,256円でございます。第5号につきましては年額7万80円、月額に換算いたしますと5,840円の基準額でございます。第6号につきましては年額8万4,096円、月額に換算いたしますと7,008円でございます。第7号につきましては年額9万1,104円、月額に換算いたしますと7,592円でございます。第8号につきましては年額10万5,120円、月額に換算いたしますと8,760円でございます。第9号につきましては年額11万9,136円、月額に換算いたしますと9,928円でございます。

次に、第4条につきましては、介護保険法施行令の一部改正を受けましての項及び号等の整理をいたしたものでございます。

第12条第2項、第16条及び第21条につきましては、繰り上げによります整理をいたしたものでございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合確保推進法の交付によりまして、附則に次の1条を加えるものでございます。

改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置といたしまして、第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2項といたしまして、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

3項といたしまして、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その円滑な実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

4項といたしまして、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の大和町介護保険条例第2条及び

第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

議案書19ページをお願いいたします。あわせまして説明資料の25ページのほうをお願いいたします。

議案第13号 大和町企業立地促進条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の新旧対象表のほうでご説明いたします。

第4条奨励金等についての規定でございますが、現行におきましては「町長は企業者に対し」とありますところを「町長は事業所を新設する企業者に対し」と改めるものでございまして、奨励金等の交付対象事業者を新設する事業者と明文化するものでございます。

次に、第13条第1項第4号指定企業者の取り消し等についての規定でございます。

現行におきましては、操業等の開始から「3年以内に」操業等を休止しとありますところを「5年以内に」と改めるものでございまして、企業立地奨励金の交付対象年限が最大5年となっておりますことから、これに取り消し等の条項を合わせるものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行したいといたすものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課危機対策室長瀬戸正志君。

総務課危機対策室長 （瀬戸正志君）

それでは、議案第14号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の改正につきましては、消防団員の費用弁償を見直すものでありますけれども、先ほど議案第5号で説明がありましたが、これまで消防団員の費用弁償や報酬等につきましては大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で規定しておりました。ただ、県内ではこの条例で規定している団体は非常に少数でございまして、ほとんどが非常勤消防団員の定数、任免、給与、服務に関する条例で規定しているところでありまして、そういうこともありまして、今回の改正を契機に、こちらの条例のほうに移しかえるという内容にしております。

今回の改正に至った理由であります。消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が平成25年12月13日に交付・施行されたところであります。

この中で、消防団の処遇の改善について同法の13条において国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じ適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものと規定されております。消防庁のほうからもそのような適切な支給をするよう通知があったために、本町においても費用弁償について見直しを行うものであります。

それでは、新旧対照表の26ページのほうでご説明をしたいと思います。

ここの、まず第1条通則でございまして、これまで根拠法令が明示されておりましたので、新たな改正につきましては、根拠法令を明記したような形にしております。それから、報酬及び費用弁償については、これまで第12条で規定をしておりました。これを新たな改正においては12条と13条に分けまして、報酬については第12条で、費用弁償については第13条で新たに規定をしたところであります。報酬の第12条ですが、今回は改定の対象にはなっておりませんが、これらの年額報酬、それからポンプ取扱者の加算金につきましては、27ページにあります別表1、別表2で明記をしたところであります。

今回の対象となりました第13条の費用弁償でございまして、これは27ページにあります別表第3ということで、これまで一律1回に月1,500円だったものをその出勤の区分に合わせまして時間1回につき4時間以内と4時間を超えるものというものに区分をしたものであります。実際の火災、それから風水害等の出勤手当に関しましてはこれまでの1,500円から4時間以内の場合は2,500円、4時間を超えるものについては3,500円、その他警戒出勤とか訓練、それから予防活動につきましては4時間以内の

ものについてはこれまで同様1,500円、4時間を超えた場合につきましては3,000円と規定をいたしました。その他の会議等の出席につきましては、そのほかの特別職と同様、1回につき1,500円として額の改定は今まで同様の額としたところであります。

それでは、議案書のほうの21ページのほうにお戻りください。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

続きまして、議案第15号 大和町児童館幼児負担料徴収条例を廃止する条例でございます。

この条例につきましては、当時の保育型児童館時の条例でありまして、現在は全ての児童館で自由来館方式となっております。当時の廃止の手続きの不備がございました。今回手続きをさせていただきます。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書の23ページをお願いいたします。あわせまして歳入歳出補正予算事項別明細書第8号ということで、別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備のほうお願いいたします。

それでは、議案第16号 平成26年度大和町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条は、歳入歳出の予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億343万8,000円を減額いたしまして、予算総額を97億5,018万1,000円といたすものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費について第2表により規定したものであります。

第3条は、地方債の変更について第3表により定めております。

恐れ入りますが、議案書28ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でありまして、平成27年度へ繰り越して執行する見込みのある事業について限度額の内容で議決をお願いするものでございます。

2款1項地方版総合戦略策定事業でありまして、限度額につきましては1,000万円でございます。

2款1項防災行政無線施設整備事業、限度額につきましては1億127万2,000円でございます。

3款2項児童支援センター事業、限度額につきましては1,149万9,000円でございます。

6款1項プレミアム付商品券発行事業、限度額につきましては3,360万2,000円でございます。

6款1項観光パンフレット作成委託業務、限度額につきましては146万9,000円でございます。

7款2項町道桧木上舞野線物件補償調査業務、限度額につきましては94万円。

最後になりますが、7款3項準用河川改修事業、明ヶ沢川・小西川でございまして、限度額につきましては3,306万7,000円でございます。

合計で7件でございまして、総額につきましては1億9,184万9,000円でございます。29ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。無線放送施設整備事業は、事業費の確定によりまして9,710万円から9,530万円へ、水道会計出資金は6,680万円から5,340万円へ減額変更いたすものでございます。臨時財政対策債につきましては、財源の見通しが立ったことにより1億円を減額するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書3ページのほうをお開きをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税4項たばこ税につきましては、今年度の収入見込み額によりまして3,700万円の追加補正をいたしております。

6款地方消費税交付金につきましては、県からの交付見込み額通知によりまして7,000万円の減額を見込むものでございます。

11款1項地方交付税につきましては、普通交付税につきまして額の確定をいたしましたことから6,021万2,000円の追加補正の計上でございます。

13款1項2目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターへの保護者負担分の確定

によるものでございます。

14款使用料及び手数料の1項使用料につきましては、公共物使用料、農業使用料、道路使用料のそれぞれの収入見込みによりまして調整となっております。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金は、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費の交付決定によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の1節無線放送施設整備補助金は、事業費確定見込みによりまして728万6,000円の減額であります。

2節電子計算費補助金につきましても、社会保障税番号制度システム整備の事業費の確定見込みによりまして372万8,000円の減額でございます。

4節地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金は、一時預かり事業費、保育士処遇改善事業費の実績見込みによりまして149万2,000円の減額調整でございます。

3目衛生費国庫補助金は、がん検診推進事業に係る補助金の追加交付があったものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金は、農業基盤整備促進事業の確定見込みによります減額でございます。

5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の確定見込みによります減額でございます。

消防費国庫補助金は、木造住宅耐震改修工事等の助成申し込みがなかったことから減額をいたすものでございます

7目教育費国庫補助金は、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の交付決定によりまして追加補正を見込むものでございます。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、追加交付決定があったことによりましての補正額の計上でございます。

16款1項1目民生費負担金であります、国庫負担金同様に保健基盤安定負担金、障害者自立支援給付費の交付決定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項県補助金2目民生費補助金であります、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費、保育対策等促進事業費は、事業費の追加見込みにより増額、一時預かり事業、保育士処遇改善事業費は実績見込みによります減額調整となっておりますところでござい

ます。

3目衛生費県補助金につきましては、健康増進事業、再生可能エネルギー等導入事業の確定見込みにより減額調整となっております。

4目農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金、農地・水・保全管理支払交付金事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集積化対策補助金は追加交付があったもの、農業経営対策地方公共団体事業費は実績見込みにより減額調整といたしております。

5目消防費県補助金は、国庫補助金同様、木造住宅耐震改修工事等の助成申し込みがなかったことによります減額でございます。

6目市町村振興総合補助金は、事業費補助金の追加交付決定があったものでございます。

9目でございます。災害復旧費県補助金は、被災した児童生徒就学支援事業といたしまして、学用品、給食費についての対応での373万2,000円を見込んだものでございます。

16款3項1目総務費委託金は、統計調査事業及び衆議院議員の選挙執行の精算によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入及び2目利子及び配当金は、町有財産貸付収入及び基金利子収入見込みによります調整でございます。

2項1目不動産売払収入でございます。

1節土地売払収入は、小野前沢地内及び宮床下小路地内の普通財産、県道大衡仙台線宮床道路改良事業に要します土地の売払収入でございます。

2節立木売払収入につきましては、県道大衡仙台線宮床道路改良事業に関します立木の売払収入でございます。

2目物品売払収入につきましては、公用車の売払収入でございます。

18款1項1目寄附金は、町内で開業されております眼科医さんからの寄附金を今回計上いたしましたものでございます。

19款1項1目1節の宮床財産区特別会計繰入金は、43万円につきましては一般会計へ繰り入れをいたしまして、杜の丘3丁目防災倉庫助成などに対応いたすものでございます。

19款2項2目基金繰入は、財政調整基金につきましては財源の見通しが立ったことから基金の取り崩しをなくそうとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

まちづくり基金繰入金、防衛施設周辺調整交付金基金繰入金は、事業費の確定見込みによります減額調整を行ったものでございます。学校校舎建設基金につきましては、財源の見通しがついたことから基金の取り崩しをなくそうとするものでございます。

20款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金3,896万6,000円の追加計上でございます。

21款2項町預金利子は、歳計現金利子及び歳計外現金利子でございます。

5項雑入の1目納付金は、学校給食費の日数や人数確定見込みによりまして792万2,000円の減額精算でございます。

3目雑入であります。主なものとしまして、起業奨励金と返還金1億2,898万2,000円、後期高齢者医療給付清算金1,394万9,000円、全国LPガス強化補助金112万6,000円等の収入を見込むものでございます。

22項1項町債につきましては、総務債は無線放送施設整備事業費9,710万円から9,530万円、衛生債は水道会計出資金6,680万円から5,340万円、臨時財政対策債は4億円から3億円と減額しようとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長総務課長事務取扱遠藤幸則君。

以下、副町長総務課長事務取扱遠藤幸則君については、職名を省略し、副町長遠藤幸則君とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

午後の部どうぞよろしく願いをいたします。

説明資料事項別明細書9ページでございます。

歳出のほうになります。

1款1項1目議会費につきましては、2節、3節、4節につきましては、人件費の精査調整に係るものでございます。この費目のうち4節の共済費につきまして説明をさせていただくことがございます。

共済費につきましては、共済組合負担金であります。今般6月期及び12月期の賞与に関する積算の中で6月期、12月期それぞれ計算するところ、6月期にあわせて12月分も含め、12月分の計算にあわせて6月期分も含めた形での積算をした関係上、ダブルのような形で積算をしてしまいました。この結果、全体一般会計、特別会計合わせますと、約3,200万円ほどの減額となるものでございます。負担金の積算に関する決算上のミスでございまして、大変申し訳なく思っております。これ、各費目それぞれ減額をさせていただいておりますのでどうぞよろしく願いを申し上げたいと思えますし、以下、2節、3節4節の人件費にかかります部分につきましては、説明を省略させていただくこともあわせてお願いを申し上げるものでございます。

議会費の19節につきましては、全国議長会及び政務活動費の精査見込みにより減額といたすものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

2款1項3目財政管理費になります。

25節積立金につきましては、基金から発生いたしました利子を積み立てるものでありまして、利子収入確定見込みによりまして調整をお願いするものでございます。

続きまして、10ページお願いいたします。

5目財産管理費の庁舎管理費であります。

13節委託料は、役場庁舎の来庁者用駐車場及び職員駐車場に係る除雪経費につきまして36万4,000円の追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、公用車車庫等建設事業につきまして減額をお願い

するものでありまして、このことにつきましては、9月に入札を行いました但不調となったものでございまして、再度入札に付すことも検討いたしましたが、再度入札し工事施工としますと、今年度防衛省の補助事業として進めております防災行政無線施設の整備事業の鉄塔新設工事と施行時期が重複し、鉄塔工事に支障を来すことから、今年度の施工を見送りといったしたいものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、6目企画費についてご説明申し上げます。

企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、町民バス運行事業費でございます。

3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃訓練の際の職員の日直従事等の時間外勤務手当について精算見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

8節報償費につきましては、地方版総合戦略策定に当たり、有識者会議委員への謝金の補正をお願いをするものでございます。

11節需用費につきましては、地方版総合戦略策定の際の消耗品費等会議時お茶代、それから4月から運行を開始しますデマンドタクシーの車体表示用のマグネットシート代の補正をお願いをするものでございます。

13節委託料につきましては、杜の丘2号公園、3号公園整備ワークショップ運営及び基本計画策定業務委託費、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建設基本設計実施設計業務委託費を精算見込みにより減額し、地方版総合戦略策定等支援業務委託費につきまして補正をお願いをするものでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金普通交付分の2次交付の内定があり、歳入とともに歳出について計上するもので、他の事業費の調整分と合わせまして、あんしん子育て医療費助成事業に係る基金積立として4,276万4,276万4,000円を増額するものでございます。

27節公課費につきましては、町民バスの重量税税額区分の変更によりまして補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 (遠藤幸則君)

続きまして、7目の電子計算費であります。13節委託料につきましては、社会保障・税番号制度のシステム改修及び電算機器保守点検委託料の精算見込みにより減額等いたすものであります。

9目交通対策費につきましては、需用費に係る部分につきましては、交通安全指導隊員に係ります装備品の減額によるものであります。

10目無線放送施設管理費の19節負担金につきましては、電波利用料金の改正により不足分をお願いするものであります。

13目無線放送施設整備費につきましては、12節建築確認手数料の不足分を、13節につきましては精算見込みによるもの、15節工事請負費につきましては、それぞれ請負契約の確定により減額を見込むものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

14目諸費の財産区新規振興費であります。

19節補助金につきましては、宮床財産区からの繰り入れによりまして、杜の丘3丁目町内会への防災倉庫設置費及びもみじヶ丘2丁目集会施設修繕費の補助金であります。

よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長高崎一郎君

税務課長 (高崎一郎君)

引き続き、11ページでございます。

2款2項2目賦課徴収費であります。

固定資産税費及び管理徴収費に係ります11節需用費でありますけれども、督促状並

びに納付書の印刷契約につきまして入札の差金を減額補正するものであります。

14節使用料及び賃借料につきましては、今年度更新導入をいたしました滞納管理システムのリース料につきまして、これも入札の差金を減額補正をお願いするものであります。

23節償還金利子及び割引料につきましては、昨年来補正をお願いしておりました還付加算金の支出が確定いたしましたので、その差金並びに今年度分の税金の還付金につきまして見通しが立ったところから、200万円の減額をお願いするものでございます。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

12ページのほうであります。

4項選挙費3目農業委員会委員一般選挙執行費でございますが、この農業委員会選挙執行費につきましては、平成26年7月6日執行され、無投票となったものでありまして、1節の報酬から14節使用料及び賃借料につきましては、それぞれ精算見込みにより減額をいたすものでございます。

4目衆議院議員選挙執行費につきましては、平成26年12月14日執行されました第47回衆議院総選挙に係ります精算見込みによりそれぞれ減額をいたすものでございます。

続きまして、5項統計調査費、1目統計調査費につきましては、9節、11節につきましては農業センサスに係る追加分を、13節委託料につきましては国勢調査基本地図の補正業務の委託の精査によるものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

13ページをお願いいたします。

民生費3款1項1目社会福祉総務費でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金利子でございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への財政安定化支援事業等の繰り出しでございます。

続きまして、2目老人福祉費23節償還金及び割引料につきましては、平成25年度低所得者利用負担軽減対策事業実績によります償還金でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への職員給与費等の繰り出しでございます。

続きまして、4目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、23節償還金及び割引料につきましては、平成25年度障害者自立支援給付費実績によります償還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

6目でございます。後期高齢者福祉総務費28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものでございます。保健基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

それでは、14ページのほうお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費は、心身障害者医療費助成、児童支援センター事業費等に要するもので、児童支援センター事業は昨日ご説明したものでございますが、今後も事業内容を精査しながら推し進めたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

11節需用費は、事務用コピー代等を見込んでおります。

13節委託料は、業務の運営を業務委託ということで考えております。27年10月から

12月を事業開始という予定目標での補正でございます。

15節工事請負費につきましては、事務所内の改装等を含めた工事を予定しております。

18節備品購入費につきましては、事務備品等を予定しております。

20節扶助費は、心身障害者医療費助成に要するもので、実績見込みによる増額でございます。

続きまして、3目母子福祉費、母子・父子家庭医療費事業に要するものでございまして、20節扶助費は母子・父子家庭医療費に要するもので、実績見込みによる増額補正でございます。

4目保育所費につきましては、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所運営費に要するもので、7節賃金につきましては、もみじヶ丘保育所の臨時保育士等の賃金について確定見込みによる減額でございます。

11節需用費につきましては、消耗品、賄い材料費ともにもみじヶ丘保育での確定見込みによる減額でございます。

15節工事請負費につきましては、旧大和保育所解体及び機器移設工事の事業完了による減額の補正でございます。

19節補助金につきましては、菜の花、すぎのこ両保育園の処遇改善臨時特例事業、特定保育事業、一時預かり事業に要するもので、実績見込みによる補正でございます。

23節償還金につきましては、一時預かり保育事業の県費補助金について償還するものでございまして、25年度事業で加算部分での誤りが出たことにより償還するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長兼都市建設課長 （堀籠 清君）

15ページをお願いいたします。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計の決算見込みによる減額の補正でございます。

28節繰出金につきましては、個別合併処理浄化槽特別会計の決算見込みによる減額の補正でございます。

2目の予防費であります、これは財源内訳の調整でございます。  
以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

3目環境衛生費、事業費内訳、環境衛生総務費11節需用費は、支出見込みによる減額補正するものでございます。狂犬病予防費、17節公課費につきましては、軽トラックの重量税を減額補正するものでございます。  
以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分の再生可能エネルギー等導入事業費につきましてご説明申し上げます。

13節委託料につきましては、太陽光発電設備導入事業に係ります保健福祉総合センター、鶴巣防災センター、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターの実施設計費の精算見込みによります減額補正をお願いをするものでございます。

15節工事請負費につきましては、保健福祉総合センター太陽光発電設備等設置工事費の精算見込みによります減額補正をお願いをするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長 (石垣敏行君)

それでは、事項別明細書16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。

11節需用費につきましては、農業者年金業務委託手数料の確定によりまして、コピー代等の消耗品の増額をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、農地台帳システム情報公開対応改修業務の事業費確定により減額をお願いするものでございます。

同じく14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修バス借上げ料等の事業確定見込みに伴い減額をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

2目農業総務費の基幹集落センター等管理費につきましては、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの燃料費6万3,000円及び光熱水費、これは電気料でございますが、4万9,000円について増額をお願いするものでございます。

町民研修センター管理費につきましても、燃料費2万5,000円及び光熱水費、電気料でございますが、5万3,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

5款1項3目農業振興費につきましては、農業振興総務費、農地・水保全管理支交付金事業及び有害鳥獣対策費の事業費確定見込みに係るものでございまして、11節需用費につきましては、農地・水保全管理推進交付金事業の事務費に係ります国庫補助金の額の確定見込みによります増額補正、19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大和町有害鳥獣被害対策協議会での事業費確定実績見込みによります増額補正、補助金につきましては、農業経営対策地方公共団体事業としまして、昨年2月の大雪により被災しました農業用ビニールハウスの再建に係ります事業費の確定見込みによります減額補正、農地等環境保全事業費といたしまして野草駆除に係ります事業費の確定見込みに伴う減額補正、産地育成対策事業費といたしまして、曲りねぎ生産に係ります事業費の確定見込みに伴います減額補正、それから、産直野菜生産に

取り組む農家に対する補助といたしまして、リースハウス事業費の確定見込みにより  
ます減額補正をお願いするものでございます。

5款1項4目畜産業費の25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金の利  
子分を積み立てるものでございます。

5款1項5目農地費につきましては、農地総務及び農業集落排水事業費に係るもの  
でございまして、13節委託料につきましては、大角地区で進めておりますため池整備  
事業の詳細設計業務委託料の確定見込みによる減額補正をお願いするものでございま  
す。

17ページを願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町内4排水機場の洪水調整事業費の確  
定見込みによります増額補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への事業費確定見込みによ  
り減額補正をお願いするものでございます。

5款1項6目水田農業対策費につきましては、事業費の確定見込みによりますもの  
でございまして、7節賃金につきましては、転作などに係ります事務補助員及び現地  
調査の際の立ち会い賃金の確定によります減額補正、8節報償費につきましては、先  
進地視察の際の講師謝礼及び人・農地プラン検討委員会委員の謝礼の額の確定見込み  
によります減額補正、9節旅費につきましては、先進地視察研修の事業費確定により  
ます減額補正、14節使用料及び賃借料につきましては、先進地視察研修事業の確定に  
によります減額補正、19節負担金補助及び交付金につきましては、人・農地問題解決加  
速化支援事業、落合・相川地区で若木の里でございましてけれども、補助制度の改正に  
よりましての増額補正、水田営農条件整備事業によります集団営農用機械整備事業事  
業費の確定見込みによります減額補正及び水田農業構造改革対策推進費により各集落  
で取り組んでおります水田農業ビジョン推進事業の事業費確定見込みに伴う増額補正  
でございまして。

5款2項1目林業振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田愛林公  
益会ほか3団体で取り組んでおります民有林育成対策推進事業費の確定見込みにより  
ます事業費補正をお願いするものでございます。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費の確定見込みに係る減額補正でご  
ざいます。

18ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費につきましては、商業振興費及び企業誘致費におきます事

業費の確定見込みによります補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては中小企業振興資金等利子補給費の額の確定見込みによります減額補正及び国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、プレミアム付商品券発行事業への補助金を増額補正をするものでございます。また、指定企業者、ソマテック株式会社でございますけれども、その指定事業者取り消しに伴います企業立地奨励金等を減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長堀籠 清君。

上下水道課長兼都市建設課長（堀籠 清君）

7款1項1目につきましては、人件費の調整による補正でございます。

7款2項の1目道路維持費13節の委託料でございますが、除雪費についてを例年平均的な執行による不足分を見込みまして、補正計上といたしたものでございます。

2目の道路新設改良費につきましては、町単独事業費及び防衛省補助事業費に係る補正でございます。

この12節役務費につきましては、国が実施いたします丸子淵橋かけかえの整備スケジュール等の調整によりまして、桧木上舞野線の不動産鑑定及び分筆手数料を減額しまして、27年度予算に改めて計上しようとするものでございます。

13節委託料につきましては、桧木上舞野線の整備スケジュールの調整により補償調査業務について次年度に計上するものとして平成26年度予算を減額し、また測量設計委託料の入札執行による残金確定額を減額するものでございます。

15節の工事請負費につきましては、防衛補助事業箇所の確定による減額及び蒜袋宮前線の改良舗装費を次年度以降に計上するものとしまして、平成26年度予算を減額するものでございます。

17節の公有財産購入費につきましては、桧木上舞野線の整備スケジュールの調整により道路用地の購入費を次年度に計上するものとしまして26年度予算を減額するものでございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましても、桧木上舞野線の土地購入費と同様、物件移転の補償費について今年度予算を減額するものでございます。

19ページになります。

3項河川費は、河川の維持管理費でありますけれども、13節委託料につきましては、準用河川 明ヶ沢川の測量設計詳細設計業務委託費の確定による減額補正でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、準用河川小西川の河川改修工事に係る電力柱の移転に要する補償費の補正計上でございます。

4項都市計画費 2目下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございますが、下水道事業費確定による減額補正といたしたものでございます。

3目の公園費につきましては、公園整備事業に係るものでございますが、13節の委託料につきましては、公園整備の実施設計業務の委託料確定による減額補正をするもの、15節工事請負費につきましては、都市再生の交付金事業により予定をいたしました公園整備につきまして、次年度以降の整備としたことによりまして今年度予算を減額補正をするというようなものでございます。

7款土木費については以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

8款消防費 1項 1目非常備消防費につきましては、消防団の福祉共済の雑入の財源の振りかえに係るものでございます。

3目消防施設費につきましては、委託料につきましては法務局の大和出張所におきます消防施設の用地測量に係る委託に係るものでございます。

15節の工事請負費につきましては、北目ポンプ庫の建築に係る部分の精算見込みにより減額をいたすもの。

16節の原材料費につきましては、防火水槽の鉄のふたの資材に係るものであります。

4目の水防費につきましては、水防協議会13名分に係ります報償費の減額の係るものであります。

5目災害対策費につきましては、9節の旅費であります。費用弁償については防災会議、1節、9節は防災会議の4名分に係る減額に係るものであります。

4節共済費並びに賃金につきましては、雇用創出に係ります臨時職員に係る部分の精算見込みによるものでございます。

8節の報償費につきましては、自主防災組織の研修会の講師謝礼による精算見込み

に係るものであります。

13節委託料につきましては、木造耐震診断士の派遣業務に係る精算見込みであります。この申し込みがなかったことにより全額減額といたすものであります。

19節につきましては、地域衛星通信ネットワークの無線の管理費に係る部分並びに補助金につきましては、木造耐震改修工事に係る申請がなかったため減額といたすものであります。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き20ページのほうをお願い申し上げます。

9款1項1目教育委員会費でございます。

9節旅費につきましては、教育委員の費用弁償に不足が生じたことにより、追加の補正をお願いするものでございます。

役務費の広告料につきましては、広告がなかったことにより減額補正でございます。

2目事務局費でございます。

8節報償費につきましては、確かな学びプロジェクト事業におけます研修会講師、支援員、ボランティア等の実績見込みによる減額補正でございます。

9節旅費につきましては、同じく確かな学びプロジェクト事業におけます講師、支援員、ボランティア等の実績見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、消耗品でございますが、標準学力テスト代、問題データベース等の費用に係る精算による減額補正をお願いするものでございます。

21ページのほうをお願い申し上げます。

14節使用料及び賃借料につきましては、学校教育用パソコン等賃借料に要します経費につきまして、入札契約によります確定による精算ということで減額の補正ということになるものでございます。

次に、9款2項小学校費1目学校管理費でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費として電気料の追加の補正をお願いするものでございます。電気料につきましては、平成25年度に改定がございまして値上げされ

たところでございますが、平成26年度当初予算におきましては改定分の計上を見送らせていただきまして、実績によりまして今回の追加補正ということになったものでございます。ほかの目においての電気料補正も同様の理由でございますのでよろしくお願いいたします。

13節委託料につきましては、教職員、児童の健康診断等の費用の額の確定による減額補正になるものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の精算による減額補正ということになります。

次に、3目施設整備費でございます。

11節需用費の修繕料につきましては、落合小学校が来年度複式学級が解消ということになるものですから、現在そうなりますと普通教室が不足するということになりまして、会議室を普通教室に転用するための改修費用を見込むための補正をお願いするものでございます。

次に、4目小学校建設費は財源の組みかえによるものでございます。

次に、9款3項中学校費1目学校管理費についてでございます。

7節賃金につきましては、体育館巡視員につきまして巡視回数が増加したことによりまして不足が生じたため追加補正をするものでございます。

9節旅費につきましては、学校業務員の事務連絡用費の確定見込みによります減額の補正をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、電気料の不足を追加補正するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金でございますが、中学生アイスホッケー東北大会、全国大会への参加の補助金について追加の補正をお願いするものでございます。今回、宮城県の選抜チームとして大和中学校から2名、宮床中学校から1名が県の選抜チームとして東北大会、それから全国大会のほうへ出場したものでございます。

次に、9款3項2目教育振興費でございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の精算による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

9款4項社会教育費について説明を申し上げます。

1目社会教育総務費、そして2目公民館費につきましては人件費の調整でございます。

9款5項1目保健体育総務費につきましても人件費の調整でございます。

2目体育センター管理費でございますが、光熱水費見込みによります調整の補正でございます。

4目総合運動公園管理費でございます。

11節需用費の光熱水費につきましては、見込みによります補正をお願いするものでございます。修繕料につきましては、テニスコート全部で6面ありますが、うち4面のコートでサーブを打つ場所が傷んでおります。マットの部分でございますが、傷みがありますので、その修繕を行いたいということでございます。それから、暖房用のボイラーがありますが、その修繕とパネルヒーター1台の修繕費用でございます。

6目自転車競技場の管理費でございますが、ことし3月まで改築工事を実施しておりますが、光熱水費の見込みによります補正での調整でございます。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

同じく22ページ、一番下になりますが、9款5項7目学校給食センター費でございます。

23ページのほうをお開きいただきたいと思います。

11節需用費につきましては、光熱水費として電気料の不足分の追加の補正、それから学校給食に係ります賄い材料費の確定見込みによります減額の補正ということになります。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機のリース料の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、新年度の学級増に対応いたしました配膳台、運搬車の購入費用を追加補正をお願いするものでございます。なお、配膳台につきましては吉岡小学校1台、小野小学校2台、落合小学校1台、運搬車につきましては小野小

学校2台、落合小学校1台という形になってございます。

よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

10款1項1目農業用施設災害復旧費でございますけれども、こちらにつきましては昨年10月の大雨によりまして被災いたしました町単独災害復旧費におきまして工事の入札差金が発生いたしましたので、それについて減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、議案書の30ページお願いたします。

議案第17号でございます。平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成26年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,265万8,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の31ページをお願いいたします。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により減額するものでございます。

2項1目財政調整交付金は額の確定により減額するものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、確定により減額補正をするもので

ございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、確定により増額補正をするもの  
でございます。

6款2項2目民生費県補助金につきましては、確定により減額をするものでござい  
ます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、確定により減額する  
ものでございます。

32ページをお願いいたします。

8款1項1目利子及び配当金につきましては、基金利子確定によります減額するも  
のでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節は増額、2節は増額、3節は減  
額、4節は増額、5節は減額と、繰入額の決定により変更するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は財源不足により基金を取り崩し、繰り入れするもの  
でございます。

10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を追加補正するも  
のでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費につきましては人件費の調整を行った  
ものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養費は実績見込みによる増額でございます。

2目退職被保険者等療養給付につきましては、実績見込みにより減額をするもので  
ございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、実績見込みによります増額補正するもの  
でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては、負担金基金額の確定による減額  
でございます。

34ページをお願いいたします。

5款1項1目介護納付金につきましては、納付金額の確定による減額補正でござい  
ます。

6款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、拠出金額の確定によ  
ります減額補正でございます。

8款1項1目財政調整基金積立金につきましては、金額の確定による減額するもの

でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

議案第18号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成26年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,313万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,386万2,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分等は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の見込みによります法定負担分の補正でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては基金利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の繰り入れ、2項1目につきましては、財政調整基金からの繰り入れをするものでございます。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3節につきましては職員の時間外勤務手当、25節につきましては、基金利子でございます。

続きまして、2款保険給付費1項及び2項並びに4項につきましては、財源の調整でございます。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度介護給付費実績によります償還金でございます。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費7節につきましては、

育休しておりました職員の復帰によります賃金の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書35ページをお願いいたします。

議案第19号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計補正予算第1号でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加いたしまして、予算総額を1,948万2,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書44ページをお願いいたします。

歳入の補正であります。1款2項1目不動産売払収入につきましては、宮床高山地内の立木売払いとして東北電力からの収入7万8,000円を計上するものでございます。

3款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金32万4,000円の追加計上でございます。

歳出でございますが、1款1項1目管理会費であります。視察研修旅費の精算によります減額であります。

2款1項4目諸費の一般会計繰出金であります。杜の丘3丁目の防災倉庫設置及びもみじヶ丘2丁目集会施設修繕費への補助金としまして一般会計へ繰り出しをするものでございます。

続きまして、議案書37ページをお願いいたします。

議案第20号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出の予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ236万1,000円を減額いたしまして、予算総額を494万9,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書46ページをお願いいたします。

歳入の補正でございます。2款1項1目不動産売払収入につきましては、吉田松葉地内の分収造林の立木売払収入3万8,000円でございます。

3 款 1 項 1 目財産造成基金繰入からの繰入金48万2,000円の減額でございます。

4 款 1 項につきましては繰越金、前年度からの繰越金55万円の追加計上でございます。

5 款 1 項は、吉田檀ノ下地内で実施の森林除伐事業の面積等確定による森林総合研究所分収造林換地支出金の精算で、246万7,000円の減額であります。

47ページをお願いいたします。

1 款 1 項管理会費は財源の振りかえであります。

2 款 1 項 3 目森林総合研究所分収造林管理費は、9 節旅費につきましては1万3,000円の減額するものであります。13節委託料につきましては、檀ノ下地内の事業費確定によりまして234万8,000円の減額精算でございます。

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

議案第21号 平成26年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらにつきましては、予算の総額の増減はございませんが、歳入の款項での調整をお願いするものでございます。

事項別明細書48ページをお願いいたします。

歳入でございまして、2 款 1 項の造成基金繰入金17万1,000円を減額いたしまして、1 項繰越金17万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

議案第22号 平成26年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成26年度大和町の奨学事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ896万9,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書の50ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、財源調整のため予定しておりました繰入金につきまして減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰越の分の貸付金の返還金で、収入見込みによります追加の補正でございます。

次に、歳出でございます。

1款奨学費1項奨学費1目事業費でございますが、21節貸付金につきましては、貸付金の確定によります減額の補正ということをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

議案第23号でございます。平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,720万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,588万3,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書の52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、見込額によります減額補正するものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、見込みによります増額補正をするものでござ

います。

4款1項1目事務費繰入金につきましては、確定によります減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことによる増額するものでございます。

6款4項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定による減額補正するものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、13節委託料は現行事業委託費の確定による減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時06分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長兼都市建設課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

議案第24号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の予算の総額からそれぞれ6,650万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,837万4,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の補正は第1表によるものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

48ページでございますが、第2表地方債補正でございます。

流域下水道事業債の補正前の限度額1億370万円の起債の合計額2億610万円を流域下水道事業債7,710万円、この合計額を1億7,950万円に減額の補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、49ページでございますが、今年度の公共下水道事業債借り入れの限度額240万円、これを予定していたものを廃止といたすものでございます。

事項別明細書の55ページをお願いいたします。

55ページ、歳入でございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額により補正をするものでございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、補助事業に係る下水道費の確定による減額の補正でございます。

4款繰入金につきましては、本年度事業の収支精算見込みによる減額の補正でございます。

5款1項1目繰越金につきましては、事業の確定見込みによる歳出見合いの財源調整によりまして、前年度繰越金の増額計上でございます。

6款2項1目雑入につきましては、消費税還付金の確定により増額の補正をするものでございます。

7款1項1目下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債の確定により減額補正をするものでございます。

次に、56ページとなります。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費であります。一般管理費、水質規制費に関する費用の補正でございます。

3節職員手当、4節共済費につきましては人件費の調整による減額補正、13節委託

料につきましては、水質調査業務の委託額確定により減額補正をするものでございます。

19節負担金につきましては、下水排水量の確定見込みによる流域下水道維持管理負担金の減額補正でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税の実績見込みによる減額の補正となっております。

次に、2項下水道建設費でございますが、公共下水道単独事業費、補助事業費及び流域下水道建設費負担金に要する費用でございます。

2節、3節、4節は職員人件費に係る補正、13節委託料につきましては、総合地震対策及びマンホールポンプの長寿命化に係る計画策定委託費の実績見込みによります減額の補正でございます。

15節工事請負費につきましては、下水道管渠工事及びマンホールポンプ更新工事の請負額確定により減額補正をするものでございます。

19節負担金につきましては、宮城県が実施する流域下水道の建設費に係る負担金でございますが、本年度の負担額の確定により減額補正をするものでございます。

2款公債費1項1目元金であります。財源内訳の調整となっております。

以上でございます。

議案書50ページをお願いいたします。

議案第25号 平成26年度 大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ283万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,319万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書の61ページをお願いいたします。

61ページの歳入でございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設の使用料につきましては、本年度の収入見込み額により補正をするものでございます。

4款の一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支の確定見込みにより減額補正となっております。

5款繰越金につきましては、事業の確定見込みによる歳出見合いの財源調整による

前年度繰越金の増額計上でございます。

6 款 諸収入 2 項 1 目 雑入につきましては、消費税還付金の確定により補正計上をするものでございます。

62 ページの歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 一般管理費の 3 節、4 節につきましては、職員人件費の調整でございます。

13 節 委託料につきましては、クリーンセンター、処理場でございますが、この汚泥処理業務及び運転業務の委託料の確定による減額の補正といたしてございます。

27 節の公課費につきましては、消費税および地方消費税でございますが、歳入においてご説明いたしましたとおり、還付となったことにより歳出予算の減額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の 52 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 平成 26 年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 815 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,714 万 8,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表によるものでございます。

第 2 条の地方債の補正であります。地方債の変更は第 2 表 地方債補正によるものでございます。

55 ページをお開き願います。

第 2 表の地方債補正でございますが、合併処理浄化槽整備事業に係る起債について、補正前の限度額 830 万円を 400 万円に減額補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

事項別明細書の 66 ページをお願いいたします。

66 ページの歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 合併処理浄化槽事業分担金につきましては、今年度整備の実績により分担金を減額いたすものの補正でございます。

3 款 国庫支出金 1 項 1 目 合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、補助事業費の確定により減額補正となっております。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支の精算見込みによる減額の補正でございます。

5款1項の繰越金につきましては、事業確定見込みによる歳出見合いの財源調整により前年度繰越金の増額計上といたしてございます。

6款の諸収入2項1目雑入につきましては、消費税還付金の確定により増額計上といたしてございます。

7款1項1目下水道債につきましては、合併処理浄化槽の事業確定により減額補正をするものでございます。

67ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の3節、4節につきましては職員人件費の調整による補正でございます。

13節委託料につきましては、町管理浄化槽の保守、清掃、点検業務などに係る委託料確定による減額の補正でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費の3節、4節につきましては職員人件費の調整、15節工事請負費につきましては、今年度整備の確定によりまして減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡の西部地区に2基の整備補助を予定しておったものを今年度は1基の整備となったことによりまして、1基分の補助金額を減額補正といたすものでございます。

2款公債費1項1目の利子につきましては、支払額の確定により減額補正をするものでございます。

続きまして、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第27号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条の総則でございます。

平成26年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるもの。

第2条の収益的収入及び支出であります。

平成26年度大和町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

収入です。

第1款水道事業収益に150万円を増額し、事業収益計を9億5,749万円とし、第1項営業収益にも同額を減額し、7億7,147万5,000円とするもの。

次に、支出です。

第1款水道事業費用に165万円を増額し、事業費用計を9億9,030万円とし、第1項営業費用にも同額を増額いたしまして、9億6,424万8,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございます。

予算第4条に本部括弧書き中2億8,943万2,000円を3億3,101万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億3,843万2,000円を2億8,001万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入の第1項企業債につきましては、2,330万円を減額いたしまして、1億1,420万円とし、第2項出資金につきましては、1,396万4,000円を減額し7,680万2,000円に、第3項の補助金につきましては1,825万2,000円を減額し8,391万6,000円とし、資本的収入の合計額は5,551万6,000円減額の2億7,491万8,000円といたすものでございます。

次に、支出でございます。

第1款の資本的支出の第1項建設改良費は、1,393万2,000円を減額し、5億2,188万4,000円とし、資本的支出の合計額を6億593万4,000円とするもの、第4条の企業債であります。予算第5条に定めた起債の変更は第1表企業債補正によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

第5条議会の議決を経なければ流用できない経費であります。

予算第6条に定めた経費の金額の職員給与費についてであります。4,491万円と改めるものでございます。

58ページにつきましては、第4条の企業債補正の第1表となっております。

中峰2号配水池耐震化事業の補正前の起債の限度額1億3,750万円を1億1,420万円に減額の補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

事項別明細書の73ページをお願いいたします。

平成26年度大和町水道事業会計補正予算内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項営業収益4目受託工事収益であります。吉田地区の町道柿の木線の排水管敷設がえ工事の受託費の補正計上でございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の手当てにつきましては、人件費の調整でございます。

2 目の受託工事費であります。収入の部分でご説明いたしました町道柿の木線排水管敷設がえの受託工事費の補正計上となっております。

74ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入 1 項 1 目企業債につきましては、中峰 2 号配水池耐震化事業に係る起債でございますが、本年度事業の確定によりまして減額補正をするものでございます。

2 項 1 目出資金につきましては、中峰 2 号配水池耐震化事業関連が主なものとなっておりますが、本年度事業費の確定によりまして減額補正をするものでございます。

3 項 1 目国庫補助金につきましては、同じく中峰 2 号配水池の耐震化事業に係る国庫補助金でございますが、本年度の補助対象事業費の確定によりまして減額補正をするものでございます。

次に、支出でございます。

1 款の資本的支出 1 項建設改良費 4 目中峰 2 号配水池耐震化事業費でありますけれども、本年度の耐震化工事費の確定によりまして減額の補正をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は 3 月 2 日の午前 10 時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 24 分 延 会

